

資料2 子育て支援型共同住宅推進事業FAQ

分類 #	分類	質問	回答
1	補助対象	賃貸併用住宅は対象となるか。その場合、総事業費は賃貸部分の面積割合で算出したものになるか。	同じ建物内に、賃貸住宅以外の用途が含まれたとしても、賃貸として貸し出す部分がある場合は対象になります。総事業費は、賃貸部分の面積割合が対象となります。
1	補助対象	防犯カメラはリースとする場合補助対象になるか。	基本的に、リースしたものは補助対象外です。
1	補助対象	既存の「居住者等による交流を促す施設」を改修する場合は補助対象になるか。	「居住者等による交流を促す施設」については、原則として新設のみが補助対象となります。元からある施設・設備の改修は対象にはなりません。また、「集会室」の場合、既存の集会可能な部屋がある場合は対象外となります。
2	補助条件	交付決定後の着工開始が条件となっていますが、対象となる工事の範囲はどこまでを含むか。解体工事や基礎補強工事等は交付決定前に行ってもよいか。	改修型であれば「補助対象項目工事」、建設型であれば「本体建物工事全般」が交付決定後の着工である必要があります。解体工事や基礎補強工事は本補助事業の対象外のため、交付決定前に行っても問題ありません。
3	提出書類	新耐震基準に適合していることを証する書類として建築確認済証がない場合はどうすればよいか。	耐震基準適合証明書は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、建築士事務所に所属する建築士などによって発行が可能です。また、築年数によっては、自治体が発行する建築台帳記載事項証明書でも証明可能です。
3	提出書類	建築物のエネルギー消費性能基準に適合することを証明する書類としてはどのようなものがあるか。	以下の書類が対象となります。 ○省エネ基準への適合性に関する説明書 ※ ※建築物省エネ法で、建築士が300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、同法第27条第1項で、交付して説明することが建築士に義務付けられている書面。 ○設計住宅性能評価書 ○建設住宅性能評価書 ○BELS評価書 （一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの） ○フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書（すべての面）※ ※交付申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書（すべての面）」の添付でも可。 なお、住宅性能評価書等を評価機関に依頼するか、設計士の方が作成する適合証明書でも適合を証明する書面として申請することが可能です。